

帯広市自転車利用環境整備検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 帯広市は、自転車が安全かつ快適に通行することができる環境の創出を目的とし、自転車走行空間の環境整備について検討するため、帯広市自転車利用環境整備検討委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 自転車利用環境整備に係る計画策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、自転車利用環境整備に関し必要と認められること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員会に委員長1名と副委員長1名を置く。

3 委員長は、帯広市都市環境部都市建築室長とし、副委員長は、委員長が指名するものとする。

4 委員は別表に掲げる関係機関、団体の長又はその長が指定する者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員長は、必要があると認めたときは、関係者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市環境部都市建築室都市政策課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成21年 9月 1日から施行する。

この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

別表（第3条関係）

関係機関・団体名
十勝サイクリング協会
帯広自転車商組合
帯広市町内会連合会
帯広市交通安全協会
帯広商工会議所地域開発委員会
社会福祉法人 帯広市社会福祉協議会
一般社団法人 北海道中小企業家同友会とかち支部
帯広市PTA連合会
北海道高等学校長協会十勝支部
北海道高等学校PTA連合会十勝支部
北海道釧路方面帯広警察署交通第一課
国土交通省北海道開発局帯広開発建設部道路計画課
北海道十勝総合振興局帯広建設管理部事業室道路課
帯広市都市環境部都市建築室
帯広市総務部危機対策室危機対策課
帯広市都市環境部土木室土木課